

市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク規約

第1章 総則

第1条 本会の名称は、「市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」とする。

第2章 目的及び活動

（目的）

第2条 ネットワークは、LGBT等の性的少数者を含む全ての方を社会全体で支え、学校、職場、地域などあらゆる場所で、誰もが生きやすい多様性・包摂性のある社会を目指していくことを目的とし、その目的の下に多様な構成員の交流、連携を図るものとする。

（活動）

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。ただし、婚姻や戸籍など国の制度に関するものを除く。

- （1）性の多様性への理解促進のための啓発
- （2）LGBT当事者等が安心して人とつながれる居場所づくり
- （3）本ネットワーク構成員間の相互理解を深めるための交流会
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（事業年度）

第4条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 構成員

（構成員）

第5条 ネットワークの構成員は、次の3種類とする。

（1）実行メンバー

- （2）主体的に、第3条各号に掲げる活動に関する事業を実施する。協力メンバー
ア ネットワークが実施する事業への参加、寄付など事業の成功に向け、可能な支援を行う。

イ 必要に応じ、ネットワークが実施する事業へ参画することができる。

（3）アドバイザー

ア ネットワークが企画・運営する事業に対して、助言等を行う。

イ ネットワークの要請に応じて、ネットワークが実施する事業へ参画することができる。

（入会）

第6条 ネットワークの構成員は、以下の条件を満たし、事務局へ申し出て承認を受けた団体、企業等とする。

- （1）第2条の目的に賛同すること。

(2) 構成員として団体名、企業名等が公表されることを了承すること。

(3) 構成員としてネットワークに提供した情報は、個人情報を除き、退会後もネットワークが活用する場合があることを了承すること。

(退会)

第7条 ネットワークの構成員は、事務局が指定する届出様式をもって事務局に届けて、事務局が正式に受領した場合に退会する。

(構成員の資格の取消し)

第8条 構成員が次のいずれかに該当する場合、その資格を取り消すことがある。

(1) ネットワークの趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。

(2) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

(構成員の心構え)

第9条 ネットワークの趣旨に則り構成員に次のことを要請する。

(1) 議論の円滑な進行への協力。

(2) お互いの意見を尊重し、建設的な議論を心掛ける。

(3) 構成員同士による、将来に向けた発展的な協力関係の維持

(会費等)

第10条 ネットワークへの参画に伴う会費は、無料とする。ただし、誰もが生きやすい多様性・包摂性のある社会の実現に意欲を持つ多様な者による自主的な参画を基本とするため、ネットワークが行う事業、会議等への参加費用は自己負担とする。

(会議)

第11条 ネットワークの事業実績及び決算並びに事業計画及び予算の報告を行うためネットワークの全体会議を、毎年度2回開催する。

2 全体会議は、事務局が招集する。ただし、状況に応じて、書面による審議を行うことができる。

3 全体会議の議事録は、事務局が作成し、構成員に共有する。

4 事務局は、必要があると認めるときは、臨時会議を招集することができる。前2項の規定は、臨時会議について準用する。

第4章 監事

第12条 監事は、構成員の中から事務局が依頼し、承諾を得た構成員所属の者1名をもって充てる。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること

(2) 財産及び会計の状況について、不正を発見したときは、これを全体会議で報告すること

3 監事の任期は、1年とする。ただし、監事が、年度途中で所属する企業、団体等の中で、人事異動等によりネットワークの担当から外れた場合は、後任の者が残りの期間を引き継ぐ。

4 監事は、無報酬とする。

第5章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

第13条 ネットワークは、第3条各号の活動を具体的かつ効果的に実施するに当たり、別に定めるところによりプロジェクトチームを設けることができる。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第14条 ネットワークの財産は、プロジェクトチームの特別会計から繰り入れた収益、雑収入、寄付その他の収入をもって構成する。

(財産の管理)

第15条 ネットワークの財産は、事務局が管理する。

2 ネットワークが解散する場合に残余財産があるときは、その処分は事務局が構成員に諮って定める。

(財産の支弁)

第16条 ネットワークの経費は、財産をもって支弁することができる。

(事業計画及び予算)

第17条 ネットワークの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類（プロジェクトチームに関するものを除く）は、事務局が作成し、毎年、前事業年度の全体会議で報告し、承認を受けるものとする。

(事業実績及び決算)

第18条 ネットワークの事業報告及びこれに伴う決算に関する書類（プロジェクトチームに関するものを除く）は、事務局が、毎年、事業年度終了後に作成しなければならない。

2 事務局は、前項の書類及び別に定める書類を、全体会議までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

3 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成し、全体会議に提出して、承認を受けるものとする。

(会計)

第19条 ネットワークの会計に細則を設ける。

第7章 著作権

(著作権)

第20条 ネットワークが事業に伴い作成した著作物の著作権については、ネットワークに帰属する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第21条 ネットワークの活動の円滑な運営を図るため、京都市文化市民局共生社会推進室にネットワークの事務局を設置する。

2 事務局は、ネットワークの運営に係る以下の庶務を行う。

- (1) 構成員の登録、情報管理
- (2) 構成員間の交流会、全体会議の開催周知
- (3) 交流会、会議の開催に関する運営（会場確保、会場運営、議事録の作成）
- (4) 構成員から提案された事業企画の周知及び事業への参加希望者の募集
- (5) ネットワークの運営に係る会計処理（プロジェクトチームの会計処理を除く）
- (6) その他ネットワークの運営に当たり必要な事項

3 事務局には、常に以下に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 構成員名簿及び構成員の異動に関する書類
 - (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (4) その他必要な書類
- （規約の改正等）

第22条 本規約の改正及びネットワークの運営に関し必要な事項は、事務局が構成員に諮って定める。

第8章 情報公開

第23条 ネットワークの構成員一覧（団体、企業名等）、ネットワークが実施する事業の内容については、適宜、ウェブサイト等に公開する。

第9章 その他

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が構成員に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。